

●香川県告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年3月9日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成19年3月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 中徳三谷高松線（43号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市林町字宗高1205番3地先から 高松市林町字坊城1529番4地先まで	前	11.9～14.4	914	県道から市道へ 国道11号重用 236m
高松市林町字宗高1206番5地先から 高松市林町字坊城1529番4地先まで	後	22.0～25.0	660	市道から県道へ 国道11号重用87 m
高松市木太町字中村1557番1地先 から 高松市木太町字中村1884番4地先 まで	前	11.4～19.5	415	県道から市道へ 高松長尾大内線 重用128m
	後	22.0～30.0	384	市道から県道へ 高松長尾大内線 重用105m

- 4 供用開始の期日 平成19年3月9日